

令和6年度 伊江村型就業意識向上支援事業仕様書

1. 事業名

伊江村型就業意識向上支援事業

2. 事業期間

契約締結の日から令和7年3月23日まで

3. 事業目的

本村においては高等学校がないため、ほとんどの子ども達が中学を卒業と同時に親元を離れ、島から旅立っていく。そのため子ども達は、早い段階から将来の夢や目標、自立に向けた自己イメージの習得が必要であることから、キャリア教育と就業意識向上のための支援の和を広げ、地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。

4. 業務概要

村内産学官をつなぐコーディネーターを配置し、村内の小・中学校において、キャリア教育を実施する。

5. 委託業務内容

(1) コーディネーターの配置

- ① コーディネーターを派遣し、業界団体と連携して各事業を実施する。
- ② 「伊江村地域連携グッドジョブ協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。

【必ず盛り込む内容】

- ・協議会構成団体に対する調整を行う。
- ・協議会の目的や役割の理解促進、協議会としての取り組み内容を周知し、実績の報告を行う。

(2) 児童生徒の職業観の変容がわかる調査の実施

- ① 事前・事後のアンケート調査を実施する。

(3) 小学生へのキャリア教育の実施

対象：伊江小学校6年生 11名(12時間)

西小学校6年生 15名(12時間)

- ① 本村にはない業種や職業を知ること、村内外の産業を比較し、理解する機会とする。また、村内外の職業を知ること、自分の将来の姿を考えるきっかけや進路選択の幅を広げる機会とする。

【実施内容】

- ・企業訪問の実施

【必ず盛り込む内容】

- ・事前・事後学習(職業調べ・プレゼンテーション等)の実施をすること。

(4) 中学生へのキャリア教育の実施

- ① 中学校が開催する職場体験を通じたキャリア教育を実施する。
対象：中学1年生 46名(20時間)

【実施内容】

- ・職場体験の実施
- ・夢実現マップの作成

【必ず盛り込む内容】

- ・村内事業所の開拓・調整を行うこと。
- ・事前・事後学習（職業調べ・プレゼンテーション等）の実施をすること。

- ② 職業模擬面接を通して自身の職業観に気づかせる取り組みを行う。
対象：中学2年生 33名(5時間)

【実施内容】

- ・模擬面接の実施
- ・職業観の形成

【必ず盛り込む内容】

- ・村内事業所の開拓・調整を行うこと。
- ・事前・事後学習（職業調べ・プレゼンテーション等）の実施をすること。
- ・マナー講座（接遇）の実施をすること。

- ③ 職業模擬面接を通して自身の職業観に気づかせる取り組み及び自己を見つめなおすとともに自分のアピールポイントを理解し、伝える取り組みを行う。
対象：中学3年生 48名(5時間)

【実施内容】

- ・模擬面接の実施
- ・職業観の形成
- ・履歴書の作成

【必ず盛り込む内容】

- ・村内事業所の開拓・調整を行うこと。
- ・事前・事後学習（職業調べ・プレゼンテーション等）の実施をすること。
- ・マナー講座（接遇）の実施をすること。
- ・履歴書の作成方法・自己アピールの伝え方の学習を行うこと。

- ④ 学卒業と同時に島を旅立つ生徒に、先輩方の具体的な話を聴くことで、卒業後の進路について考える機会とする。
- ⑤ 高校生活に対して抱えている不安や悩みなどを先輩方に聞くことで、卒業後の学校生活・私生活についてイメージし、安心して高校受験に取り組めるようにする。
- ⑥ 先輩方が将来どのような進路を考えているかを知ること、将来の夢や、社会人となった時に村に貢献できる自分をイメージする機会とする。

対象：中学校1・2・3学年

【実施内容】

- ・卒業生による進路講演会の実施

【必ず盛り込む内容】

- ・講師の選定・調整を行うこと。

※児童生徒の人数は転入、転出により増減する場合もある。

※実施日・実施時間については学校の年間計画と調整の上決定する。

(7) 実施報告書の作成

A4版 50頁以上100頁以内 15部

6. 業務に要する費用 ￥6,000,000—以下(消費税を含む。)

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を越えないものとする。

また、提案金額は評価の対象となることに留意すること。

7. 事業の成果目標について

本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用し、前記3.の事業目的に基づき、次のとおり事業終了後の目標値を定める。

成果目標：児童生徒の就業意識の肯定的変化

目標値：80%以上

8. 委託費

(1)人件費 (事業に関った者の時給×時間)日報として月ごとにまとめ事業完了時提出

(2)謝金 (職業人講話などのコーディネーターとは異なる講師を招聘した際の謝金等)

(3)旅費 ①コーディネーター旅費(委託業務内容にかかる旅費)

②講師旅費

(4)需用費 (消耗品・燃料・印刷製本費)※食糧費は含まない。

(5)役務費 (通信運搬費・手数料・コピーチャージ料)

(6)使用料及び賃借料 (高速道路使用料、レンタカー使用料、事前事後学習会場費、OA機器等レンタル料)

(7)管理費 (本事業に間接的にかかわる経費)

※委託料については、3ヶ月又は半年ごとに実績報告書とともに請求することができる。

9. 質問に関する事項

本仕様書に質問がある場合等は、5月15日(水)17時までに伊江村教育委員会にメールにて質問すること。

① 質問受付後の回答

- ・教育委員会は、提案書提出予定業者へ速やかに情報共有を図ることとする。